

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（東部建設事務所管内）規約

(設置)

第1条 水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（東部建設事務所管内）」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、広島県、三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町、中国地方整備局、広島地方気象台が連携して、広島県東部建設事務所管内における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、別表 1 の河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難情報等の発令に資する情報提供
- 3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項

(幹事会の構成)

第6条 協議会には、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 3 の職にある者をもって構成する。

3 幹事会は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 3 の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。

(幹事会の実施事項)

第7条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行う。

(ダム洪水調節機能部会)

第8条 東部建設事務所管内における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム洪水調節機能部会を置く。

2 ダム洪水調節機能部会は、部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができます。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を行うため、広島県土木建築局道路河川管理課に事務局を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を召集し、事前調整会議を開催することができる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

本規約は、平成29年2年8日から施行する。

平成30年2月7日 一部改正

令和元年6月13日 一部改正

令和2年3月10日 一部改正

令和2年6月25日 一部改正

令和3年5月31日 一部改正

令和4年6月2日 一部改正

令和5年 月 日 一部改正

別表 1

一級河川芦田川水系指定区間芦田川
一級河川芦田川水系指定区間瀬戸川
一級河川芦田川水系指定区間河手川
一級河川芦田川水系指定区間高屋川
一級河川芦田川水系指定区間吉野川
一級河川芦田川水系指定区間加茂川
一級河川芦田川水系指定区間箱田川
一級河川芦田川水系指定区間服部川
一級河川芦田川水系指定区間有地川
一級河川芦田川水系指定区間神谷川
一級河川芦田川水系指定区間砂川
一級河川芦田川水系指定区間出口川
一級河川芦田川水系指定区間御調川
二級河川沼田川水系沼田川
二級河川沼田川水系天井川
二級河川沼田川水系仏通寺川
二級河川沼田川水系梨和川
二級河川沼田川水系菅川
二級河川沼田川水系椋梨川
二級河川和久原川水系和久原川
二級河川藤井川水系藤井川
二級河川本郷川水系本郷川
二級河川羽原川水系羽原川
二級河川山南川水系山南川
二級河川西野川水系西野川
二級河川手城川水系手城川
その他広島県東部建設事務所管内における指定区間にの一級河川及び二級河川

別表 2

広島県土木建築局長
広島県東部建設事務所長
広島県東部建設事務所三原支所長
三原市長
尾道市長
福山市長
府中市長
世羅町長
神石高原町長
中国地方整備局福山河川国道事務所長
広島地方気象台長
(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長
広島県土木建築局河川課長
広島県東部建設事務所次長(技術)
広島県東部建設事務所三原支所次長(技術)
三原市危機管理監危機管理課長
三原市建設部 次長兼土木管理 課長
尾道市総務部総務課長
尾道市建設部維持修繕課長
福山市総務局総務部危機管理防災課長
福山市建設局建設管理部建設政策課長
府中市危機管理監
府中市建設部土木課長
世羅町総務課長
神石高原町総務課長
中国地方整備局福山河川国道事務所副所長
広島地方気象台防災管理官
(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（東部建設事務所管内）規約 新旧対照表

改正（案）	現行
第1条～第12条（略）	第1条～第12条（略）
附 則 本規約は、平成29年2年7日から施行する。 平成30年2月7日 一部改正 令和元年6月13日 一部改正 令和2年3月10日 一部改正 令和2年6月25日 一部改正 令和3年5月31日 一部改正 令和4年6月2日 一部改正 令和5年 月 日 一部改正	附 則 本規約は、平成29年2年7日から施行する。 平成30年2月7日 一部改正 令和元年6月13日 一部改正 令和2年3月10日 一部改正 令和2年6月25日 一部改正 令和3年5月31日 一部改正 令和4年6月2日 一部改正
別表1～2（略）	別表1～2（略）
別表3 広島県土木建築局道路河川管理課長 広島県土木建築局河川課長 広島県東部建設事務所次長（技術） 広島県東部建設事務所三原支所次長（技術） 三原市危機管理監危機管理課長 三原市建設部 次長兼土木管理 課長 尾道市総務部総務課長 尾道市建設部維持修繕課長	別表3 広島県土木建築局道路河川管理課長 広島県土木建築局河川課長 広島県東部建設事務所次長（技術） 広島県東部建設事務所三原支所次長（技術） 三原市危機管理監危機管理課長 三原市建設部土木整備課長 尾道市総務部総務課長 尾道市建設部維持修繕課長

福山市総務局総務部危機管理防災課長
福山市建設局建設管理部建設政策課長
府中市危機管理監
府中市建設部土木課長
世羅町総務課長
神石高原町総務課長
中国地方整備局福山河川国道事務所副所長
広島地方気象台防災管理官

(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

福山市総務局総務部危機管理防災課長
福山市建設局建設管理部建設政策課長
府中市危機管理監
府中市建設部土木課長
世羅町総務課長
神石高原町総務課長
中国地方整備局福山河川国道事務所副所長
広島地方気象台防災管理官

(オブザーバー)
広島県危機管理課
中国地方整備局河川部